

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和3年度第6回 総会)

1. 開催日時： 令和3年10月28日（木） 午後1時30分 ～ 午後2時00分
その他を含めると午後2時10分終了

2. 開催場所： 中土佐町役場 4階第1委員会室

3. 出欠委員：	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
	2番	岩本 隼夫	○	
	3番	下元 和恵	○	
	4番	政岡 富生	○	
	5番	政岡 直文	○	
	6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1番	有澤 明男	○	
	2番	岩崎 憲二	○	
	3番	黒原 美一	○	
	4番	下元 勲	○	
	5番	田上 敦之	○	
	6番	野村 正幸		○
	7番	正岡 裕二		○
	8番	山本 孝志	○	
合計			13人	2人

4. 議事日程： 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）
第2号議案 非農地証明願について（1件）
第3号議案 農用地利用集積計画の作成について（1件）
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員
事務局長 山崎 正明
事務局（書記） 小松 舞

6. 議事参与の制限：
該当あり 第3号議案 岩崎 憲二委員

議長	それでは令和３年度の第６回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は１５名中１３名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせていただきます。３番、下元和恵委員さん。４番、政岡 富生委員さん。よろしくお願いします。
議長	第１号議案の１「農地法第３条の規定による許可申請」についてです。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の正岡 裕二委員さんが欠席の為、事務局から何かありましたらお願い致します。
事務局	はい、一部荒れている農地はありますが、ほとんどの農地はきちんと管理されておりこれから耕作されるのであれば特に問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１号議案１、「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１号議案の１は許可されました。
議長	続きまして第１号議案の２「農地法第３条の規定による許可申請」についてです。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん、何かありましたらお願い致します。
岩本 隼夫委員	はい、申請地はきちんと管理されており特に問題はないと思います。

議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１号議案の２、「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１号議案の２は許可されました。
議長	続きまして第２号議案 「非農地証明願」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん、何かありましたらお願い致します。
岩本 隼夫委員	現地は随分前から雑種地になっており、耕作できる状況ではないので地目の適正化が妥当だと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。 【発言無し】
議長	採決を致します。第２号議案「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第２号議案は許可されました。
議長	続きまして第３号議案「農用地利用集積計画の作成」についてですが、中土佐町農業委員会規定第１１条により、岩崎 憲二委員は議事に参与する事ができませんので、この案件の間、退席して別室にて待機してください。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】

	許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている と考えます。 以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の田上 敦之委員さん、何かありま したらお願い致します。
田上 敦之委員	借受人は以前から耕作されている方で管理もきちんとされておしま すので、問題はないと思います。
議長	これより質疑を始めます。質疑御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思いま す。
議長	採決を致します。第3号議案「農用地利用集積計画の作成」につい て、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第3号議案は許可されました。 それでは、岩崎 憲二委員を呼んでください。 【岩崎 憲二委員着席】
議長	岩崎 憲二委員に申し上げます。全員一致で承認されました。
議長	以上をもちまして、令和3年度第6回総会を閉会致します。引き続 きその他の案件に移ります。
署名委員 署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

特になし

その他 2

事務局からの諸連絡等

全員研修会について

高岡郡女性部会について

来月の総会日程の確認

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和3年度第6回 総会		第 1-1 号	令和3年10月20日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当する	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当する	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は100日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は18,045㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	正岡 裕二委員
作成：	事務局 小松 舞

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和3年度第6回 総会		第 1-2 号	令和3年10月19日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は130日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は3,810㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	岩本 隼夫委員
作成：	事務局 小松 舞

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和3年度第6回 総会	第 2 号	令和3年10月19日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の ウ に該当する	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第32条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	岩本 隼夫委員
作成：	事務局 小松 舞

農用地利用集積計画 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和3年度第6回 総会		第 3 号	令和3年10月19日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当する	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
基本構想 第4の(1) 利用権の 設定等を 受ける者 の(受けた 後において) 備えるべき 要件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められるか。	該当する 保有機械、従事日数、農作業に従事す る家族等の状況より、効率的利用がで きるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に6 0日以上、従事すると認められるか。 (認められない場合は、解除条 件を付けられる)	該当する 250日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能 力を有すると認められるか。	該当する 農業専従者として自立の意欲と能力が 認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年 (16～60歳)の者がいるか。	該当する 借り手は、70歳であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的かつ 安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切 な役割分担の下に継続的かつ安定的に農 業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注 意して確認)	該当する 共同利用施設等、地域における役割分 担を担う計画があり、権利取得によ り、地域への農業の影響も考慮され、 安定的な農業経営が込まれると考えら れる。
	⑥地域の農業における他の農業者との適切 な役割分担の下に継続的かつ安定的に農 業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注 意して確認)	該当する 共同利用施設等、地域における役割分 担を担う計画があり、権利取得によ り、地域への農業の影響も考慮され、 安定的な農業経営が込まれると考えら れる。
基本構想 第4の (2)利用 権の設定 等の内容	①存続期間 3年(農業者年金等は10年)ただし、 栽培を予定する作目により、3年と異な る存続期間でも良い。	該当する 2年4ヶ月とされており、適正と認め られる。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮 し、当該農地の生産条件等を勘案して算 定されているか。物納の場合も同様。	該当する 問題なし。
	③借賃の支払方法	該当する 支払いが計画され、適正である。

担当委員：	田上 敦之委員
作成：	事務局 小松 舞